第8回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ実施業務委託仕様書

1 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、新しい生活様式や在宅勤務など多様な働き方の拡がりとともに、家族で過ごす時間が増える中、コロナ禍における男性の子育ての工夫や子どもとの過ごし方など、男性が積極的に子育てに参画している事例を募集・表彰し、その内容を広く発信する「ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ」を実施することにより、男性の育児参画の推進につなげることを目的とする。

2 委託業務の概要

- (1) 委託業務の実施期間 契約の日から令和4年2月25日(金)まで
- (2) 委託業務の主な作業

第8回ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえの実施に関して、事業実施のPR、啓発イベント、表彰事例の選考に関する事務、表彰式の運営、事例集の制作を実施し、県民に向けて広く情報発信する。

3 委託業務内容

- (1) 第8回ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ募集 PR 等の実施
 - ① 募集チラシの作成

男性の家事や育児などに関する写真等を募集する内容とする。

【規格·数量】

- ・A4版両面・カラー・9,000部
- ・納品方法については、県と別途協議のうえ決定すること。

【内容】

- ・子育て中の男性やその配偶者等の興味・関心を引き、子どもとの関わり方等について、気軽 に応募しようと思えるデザインとする。
- ・県が契約後に提供する「ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ」募集に関する基本的事項及び写真を記載事項のベースとし、デザイン制作・キャッチコピー作成・レイアウト検討等を行うこと。

【成果品】

- ・募集チラシのデジタルデータ(PDF・AI及びJPEG形式のデータ)を、USBメモリ等の外部 記録媒体により納品すること。
- ② 広報 PR と応募のとりまとめ
 - ・①で作成したチラシのほか、WEB・SNS・広告・イベント等を活用するなど、県が直接行う広報以外の方法により、子育て中の世帯やこれから父親・母親になる人等、広く県民に対して本事業の周知及び応募の呼びかけを行うこと。募集期間は6月~8月を予定する。
 - ・本事業専用の SNS アカウントを作成するなど、SNSを活用した周知を図るほか、WEB上の 応募フォーマットを活用し、より応募しやすいしくみを作ること。
 - ・ 本事業への応募目標件数は、写真・動画・エピソードなどを含めて 1,400 件以上とし、目標達成のため、県と連携して広報に努めること。
- (2) 県の「みえの育児男子月間」における啓発の実施

「みえの育児男子月間(6月)」において、親子(特に父子)を対象としたイベントを企画・実施するなど、本事業の周知及び応募の呼びかけを集中的に行うこと。

なお、イベントの開催にあたっては、県が別途定める指針に従い新型コロナウイルス感染症 の感染防止対策を図るとともに、感染状況を踏まえ、オンラインでの開催も検討すること。

(3) 表彰にかかる審査

応募作品のとりまとめを行うとともに、表彰作品決定のための審査委員会を開催し、表彰の 選考を行うとともに、受賞者への副賞を準備すること。また、受賞者決定後の受賞者との連絡 調整を行うこと。

なお、審査基準、審査委員会の日程、審査委員の選定、贈呈する副賞については、県と協議 のうえ決定することとし、審査委員会の会場使用料及び審査委員の旅費、副賞の購入費用は 委託料に含む。

【審査委員について】

- ・委員は県内在住の方5名とし、県と協議のうえ決定することとする。
- ・審査委員会の開催にあたり、委員には県の規定に準じて算出した旅費を委託料から支払うこととする。

【副賞について】

- ・表彰作品の選考にあたり、受賞作品には、1名あたり 3,000 円以上の副賞を 16 名分以上を準備し受賞者へ贈呈することとし、副賞の費用は委託料に含むこととする。
- ・その他、県が別途提供する副賞を含めて、県と協議のうえ、贈呈の詳細を決定すること。

(4) 表彰式の企画・運営

受賞作品を表彰するとともに、受賞事例を通して広く県民に男性の育児参画について理解を深めてもらう機会となるよう、表彰式の企画・運営を行う。

なお、表彰式の開催にあたっては、県が別途定める指針に従い新型コロナウイルス感染症 の感染防止対策を図るとともに、感染状況を踏まえ、オンラインでの開催も検討すること。

【日時】 11月頃を目途とし、県と協議のうえ決定することとする。

【規模】100名程度

- 【会場】 本事業の啓発に相応の会場を提案することとし、契約後に県と協議のうえ決定することとする。
- 【内容】表彰の実施とあわせて、男性の育児参画の重要性の理解を深めるための講演の実施な ど、広く男性の育児参画の理解につながるような内容を企画し、県と協議のうえ実施 すること。

(5) 受賞事例集の作成

【仕様】 A5 版・16頁以上・カラー・1,500部 紙質は普及啓発に適したものとし、指定はしません。

- 【内容】下記の項目を基本とし、詳細については受賞者の取組内容及び応募内容全体をふまえ て県と適宜協議のうえ決定する。
 - ・ 第8回ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ事業概要
 - ・ 受賞事例の紹介(取組内容・氏名・写真等)
- 【留意点】受賞者の取組紹介は、応募内容を基本とし、必要に応じて関係者への追加の聞き取り を行うことにより、受託者が文案を作成するとともに、事例集全体のデザイン制作を 行うこと。

【成果品】事例集1ページごとのPDFデータ及び全ページのPDFデータ・AIデータに加え、制作 したイラストやロゴマークのうち、県が指定するものについては、別途県が指定する 形式(JPEG など)により、データをUSBメモリ等の外部記録媒体で納品すること。

(6) 受賞事例を用いた男性の育児参画にかかる情報発信

本事業の受賞事例について、WEB・SNSなどにおいて表彰式の様子を情報発信するほか、上記(5)で制作した事例集のデータを用いるなどにより、子育て中の世帯やこれから親になる方、企業等に対し、男性の育児参画を推進するため、広く周知啓発を実施すること。

4 契約条件

- (1) 委託業務名 第8回ファザー・オブ・ザ・イヤーinみえ実施業務
- (2) 委託期間 令和3年4月1日(木)から令和4年2月25日(金)まで
- (3) 成果品 ①第8回ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ募集チラシ:9,000 部
 - ②第8回ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ受賞事例集:1,500 部
 - ③成果品①、②にかかるデジタルデータ (保存形式は上記3「委託業務内容」で指定したものとする。)
- (4) 校正 (3)の各成果品の作成に当たっては適宜攻勢を行うこととし、事前に原案提出 期限などの作業日程を県と協議のうえ決定する。
- (5) 履行場所 三重県子ども・福祉部 少子化対策課(津市広明町13番地)他
- (6) 納入期限 ①第8回ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ募集チラシ 令和3年5月21日(金)
 - ②第8回ファザー・オブ・ザ・イヤーin みえ受賞者事例集 表彰式で配布するため、別途表彰式の日程とあわせて県と協議のうえ決定 することとする。
 - ※各デジタルデータの納入期限は、各冊子等の納入期限と同一日とする。
- (7)検査日時 納入期限以降で別途指示する。

5 契約方法に関する事項

- (1) 契約条項は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において示す。
- (2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とする。ただし、会社更生法(平成 14 年 法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申し立てをしている者若しくは申し立てをされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者(以下「更生(再生)手続中の者」という。)のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者(会社更生法第 199 条 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限る。)が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とする。

また、規則第 75 条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。ただし、 規則第 75 条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生(再生)手続中の者に ついては、契約保証金を免除しない。

(3) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。なお、契約金額は入札書に記載された金 100

分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとする。

(4) 契約は、三重県子ども・福祉部 少子化対策課において行う。

6 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

- 7 契約代金の支払い方法、支払い場所及び支払い時期 契約条項の定めるところによる。
- 8 見積及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

9 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

契約締結権者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3 条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。

- 10 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
 - (1) 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注 所属と協議を行うこと
 - (2) 契約締結権者は、受託者が(1)イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係 契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に 基づく落札資格停止等の措置を講じる。

11 その他

- ・契約にあたり、原則として再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合について、 三重県の承諾を得た場合はこの限りではない。
- ・提出された応募書類等について、個人情報以外は三重県情報公開条例に基づく情報公開の対象となる。
- ・受託者は、本業務を実施するにあたり、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律を 遵守するとともに、同法第7条第2項(合理的配慮の提供義務)に準じてユニバーサルデザインの 観点でチラシ等のデザイン作成を行うこと。
- ・本業務により発生した成果品のうち新規に発生した著作物にかかる全ての著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。)及び成果品のうち甲又は乙が委託業務の従前か

ら著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しを もって甲に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格 権を行使しないこととする。

- ・本業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を 遵守すること。
- ・委託契約の支払いについては、委託業務が完了し、三重県の検査後に支払うものとする。
- ・委託を受けた事務に従事している者若しくは従事していた者等に対して、三重県個人情報保護 条例に罰則があるので留意すること。
- ・本仕様書に記載のない事項については、三重県会計規則の定めるところによるものとする。
- ・ 本仕様書に記載のない事項について疑義のある場合は、その都度、受託者と三重県が協議のうえ、決定することとする。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響により、本仕様書に定める業務の実施が困難となった場合に は、事前に県と協議のうえ、仕様の見直し等必要な対応を決定することとする。

12 連絡先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県 子ども・福祉部 少子化対策課 担当:川端、小川

Tel:059-224-2404 FAX:059-224-2270 E-mail:shoshika@pref.mie.lg.jp